

境界層措置適用における代筆された扶養届の経緯

- H27. 12. 25 施設職員より入電。介護の負担限度額認定申請をしたいが、息子が年金の入る通帳を所有し、連絡もとれないため添付が難しい。息子がそのお金を使い込んでいるようで、7月以降の施設使用料の入金がされない。施設は困っている。息子との生計は別であるため、世帯分離を行い、申請をしたい。施設で保管している通帳は1冊ある。（健康長寿課の記事）
- 同日、世帯分離。
- H27. 12. 28 主）と施設職員で来所し、介護の負担限度額認定申請をする。生活保護についての説明を希望され、施設職員を福祉課へ案内。その後、長寿支援係にて相談を受ける。（健康長寿課の記事）
- H28. 4 生活保護申請。長男が来庁した（担当職員の記憶）。境界層措置適用。（文書廃棄済）
- H29. 4 生活保護申請。施設職員が代理申請した（担当職員の記憶）。境界層措置適用。（文書廃棄済）
- H30. 4. 25 生活保護申請。施設職員が代筆した「扶養義務者行方不明」と記載された扶養届を受理。境界層措置適用。不足額／月 5,217 円。預貯金 262,238 円。
- H31. 4. 17 生活保護申請。境界層措置適用。不足額／月 5,275 円。預貯金 163,727 円。
- R2. 4. 8 生活保護申請。施設職員が代筆した「扶養義務者行方不明」と記載された扶養届を受理。境界層措置適用。不足額／月 1,319 円。預貯金 240,497 円。
※令和2年度の不足額が減った理由は、年金生活者支援給付金制度が始まったことにより主）の年金収入が増えたため。
- R3. 4. 12 生活保護申請。施設職員が代筆した「扶養義務者行方不明」と記載された扶養届を受理。手持金により却下（境界層非該当）。不足額／月 14,131 円。預貯金 444,190 円。
※令和3年度の不足額が高い理由は境界層措置適用しなかったため。
- R4. 4 主）死亡
- R6. 7. 24 現在、施設には平成27年度に市役所へ相談した職員は勤務していないとのこと。

○不適切な対応となった要因

境界層措置適用申請の手続きが事務的なルーティーンとなっており、同住所に扶養義務者がいる際は申請書に必ず扶養届を添付しなければならないというCWの誤った認識があった。

本来であれば、預貯金を活用しての境界層措置適用か、適用せずに却下すべきだったが、不必要かつ不適切な扶養届を受理してしまった。

組織としても、決裁時にチェックできなかった。